



雇用保険の適用拡大等について

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。※平成 28 年 12 月末までに雇用した 65 歳以上の労働者についても、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあれば、原則として雇用保険の適用対象となります。

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

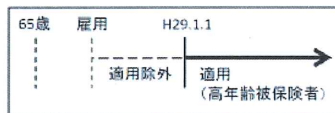
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL280909保02

一日金融相談日 開催

事業資金のご相談を承ります。

運転資金・設備資金など、ご相談からお申し込みまで、日本政策金融公庫宇和島支店の職員が、個別にご面談いたします。

開催日時 平成 28 年 11 月 16 日(水)

午前 10:00～午後 3:00

◎ご希望の方は 11 月 14 日(月)までにご連絡ください

*「国の教育ローン」のお問合せにもお答えいたします

詳しくは、商工会(☎32-2215)まで

もーに商品券事業について

取扱店様の最終換金締切日は下記の通りになっておりますので、お忘れ無くお願い致します。

取扱店の最終換金締切日

平成 28 年 11 月 15 日(火)

インターネット活用セミナー(入門編) 開催

インターネットの発達により生活はより便利になり、今では様々なシーン、様々な媒体を通じて有効に活用されています。商売においても欠かせないツールとなっている IT を初歩から学ぶことができる講座を開催致します。

テーマ 『楽しく始めるインターネット活用』

講座内容

- ① インターネットを使うとどんな楽しいことができる?
- ② そもそもインターネットとは?
- ③ アメーバブログの始め方
- ④ 家に帰ってからブログを始める具体的プラン

講師 プロモーションコンサルタント
日本ビジネスプロモーター 秩父 紀子 氏

開催日時 平成 28 年 11 月 11 日(金)
19:30～21:00

会場 津島町商工会館 3F ホール